当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、別紙様式第 21 号の「正会員の財務状況等に関する届出書 (以下、「協会報告書面」という。)」を協会に提出し、当社の HP に当該協会報告書面を掲載するとともに、協会 HP に当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。 当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINET にて閲覧が可能です。 なお、協会報告書面中の監査報告書/中間監査報告書は、監査報告書/中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

一般社団法人 投資信託協会会長 殿

株式会社 susten キャピタル・マネジメント 代表取締役 岡野 大

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則 第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

## 1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等(2025年8月末現在)

資本金の額 50 百万円

発行する株式の総数 100,000,000 株 発行済株式総数 6,398,062 株

### <過去5年間における資本金の額の増減>

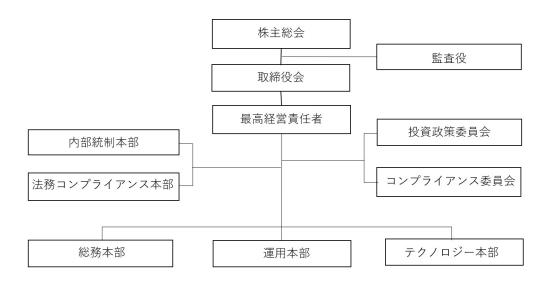
資本金 220 百万円から 430 百万円に増資
資本金 430 百万円から 540 百万円に増資
資本金 540 百万円から 100 百万円に減資
資本金 100 百万円から 860 百万円に増資
資本金860百万円から100百万円に減資
資本金 100 百万円から 360 百万円に増資
資本金 360 百万円から 100 百万円に減資
資本金 100 百万円から 200 百万円に増資
資本金200百万円から400百万円に増資
資本金 400 百万円から 50 百万円に減資

#### (2) 会社の機構(2025年8月末現在)

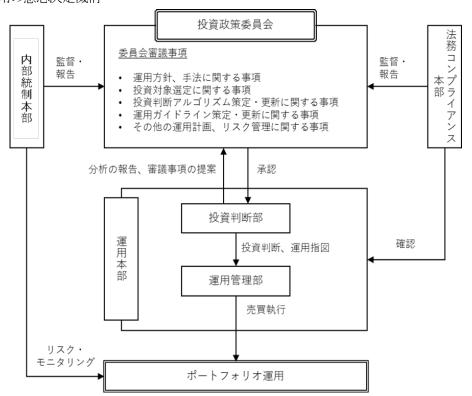
# ① 会社の意思決定機構

当社は、最高意思決定機関として取締役会を設置します。取締役会を構成する取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株

主の議決権の過半数をもって選任します。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。取締役会は、当社の業務執行の基本方針を決定 し、最高経営責任者並びに最高投資責任者を指名します。最高経営責任者は、当社を代表し、全般の業 務執行について指揮統括します。最高投資責任者は投資政策委員会の委員長を務め、当社が運用するポ ートフォリオの運用方針及び管理に対して指揮統括します。



#### ② 投資運用の意思決定機構



## 【投資政策委員会】

- ・ 最高投資責任者を委員長とし、代表取締役、内部統制本部長及び法務コンプライアンス本部長 により構成されます。
- ・ 本ファンドの運用方針に関する事項等を審議する他、リスク管理及びコンプライアンスの観点から 日々の運用業務全体の検証も行います。
- 原則として毎月開催される他、随時必要に応じて開催されます。

#### 【内部統制本部】

- 運用本部から独立した立場で、運用本部が管理するポートフォリオのリスクについて、予め定められた方針の通り運用されているかを監視します。
- ・ 投資運用に係るリスクに関して異常や問題を発見した場合、速やかに運用本部、最高経営責任者及 び法務コンプライアンス本部に報告し、関係部署と協力して対応策を策定します。

#### 【運用本部 投資判断部】

- クオンツ運用の改良のために必要なリサーチ業務を行います。
- 運用モデル及びアルゴリズムの開発、研究を行います。
- ・ 投資政策委員会によって承認された運用方針等に基づき、クオンツ運用によるファンドの運用指図 を行い、ポートフォリオの運用リスクを管理します。

#### 【運用本部 運用管理部】

・ 投資判断部により作成された注文に従い、最良執行方針に基づき売買を実行します。

#### 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託 の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等 を行っています。 また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業 に係る業務を行っています。

2025年8月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	6	3, 297
単位型株式投資信託	0	0
追加型公社債投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	5	3, 297

## 3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社である株式会社 susten キャピタル・マネジメント(以下「委託会社」という。)の財務諸 表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省第59号、以下「財務 諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府 令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という。)第 38 条及び第 57 条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づき作成しております。

- 2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自 2024年1月1日至 2024年1月31日)の財務諸表ならびに当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年3月19日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

# EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

#### 監查意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、株式会社 s u s t e n キャピタル・マネジメントの2024年12月31日 現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽 表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備 及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬に より発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を 与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断に よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は 状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する 重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起 すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、 財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査 報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続 企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、 構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているか どうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている その他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

			(単位:十円)
	注記番号	前事業年度	当事業年度
		(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		665,681	500,767
顧客分別金信託		80,000	80,003
前払費用		17,619	20,429
未収入金		38	75
未収委託者報酬		21	205
未収運用受託報酬		4,026	909
未収消費税等		55,006	30,721
その他流動資産		1,532	7,593
流動資産合計	_	823,926	640,707
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	1	17,570	14,423
器具備品	1	12,043	8,943
有形固定資産合計	_	29,613	23,366
投資その他の資産	_		
投資有価証券		39,221	12,863
長期差入保証金		29,968	28,584
長期前払費用		633	-
投資その他の資産合計	_	69,823	41,447
固定資産合計	_	99,437	64,814
繰延資産	_		
創立費		24	-
株式交付費		4,779	4,238
繰延資産合計		4,803	4,238
資産合計		928,167	709,759

#### 負債の部 流動負債 預り金 18,005 47,358 未払金 818 612 未払費用 50,178 30,825 未払法人税等 16,825 契約負債 返金負債 194 その他 93 流動負債合計 85,931 78,991 固定負債 繰延税金負債 1,869 3,448 固定負債合計 1,869 3,448 87,801 82,440 負債合計 純資産の部 株主資本 資本金 360,000 50,000 資本剰余金 資本準備金 1,463,964 1,568,964 その他資本剰余金 1,200,000 1,810,000 資本剰余金合計 2,663,964 3,378,964 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 $\triangle$ 2,188,354 $\triangle$ 2,804,117 利益剰余金合計 $\triangle$ 2,188,354 $\triangle$ 2,804,117 株主資本合計 835,610 624,847 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 4,235 1,951 1,951 評価・換算差額等合計 4,235 520 新株予約権 520 純資産合計 840,366 627,318 928,167 負債・純資産合計 709,759

# (2) 【損益計算書】

- 1	- 65	4	1-1	-		Н	I 1

_				<u>(i</u>	単位:千円)
		前事業年	度	当事業年	度
		(自 2023年1月	1日	(自 2024年1月	1日
		至 2023年12月31日)		至 2024年12月	[31日]
営業収益		V8			70
	委託者報酬		16		315
	運用受託報酬		10,040		22,338
	その他営業収益		800		
	営業収益合計		10,857		22,654
営業費用	-				
	広告宣伝費		280,898		64,425
	調査費				
	調査費	3,512		1,667	
	情報機器関連費	16,763		18,488	
	その他の調査費	929		24	
	調査費合計		21,205		20,180
	営業雑経費				
	通信費	1,185		1,285	
	印刷費	138		76	
	協会費	2,131		2,304	
	諸会費	150		205	
	その他	7,002		5,689	
	営業雑経費合計		10,608		9,560
	営業費用合計		312,712		94,166
一般管理費					
	給料				
	役員報酬	42,540		42,540	
	給料・手当	160,820		183,076	
	賞与	12,710		5,540	
	法定福利費	33,008		35,002	
	その他の福利厚生費	269		232	
	給料合計		249,347		266,391
	交際費		1,053		555
	旅費交通費		44		3
	会議費		536		350
	租税公課		18,110		3,077
	不動産関係費				
	不動産賃借料	36,494		38,714	
	その他の不動産関係費	2,177		1,996	
	不動産関係費合計		38,671		40,711
	固定資産減価償却費		10,901		9,713

諸経費		
業務委託費	191,449	179,227
消耗品費	692	347
器具備品費	98	52
システム利用料	23,634	35,406
その他	16,434	9,059
諸経費合計	232,309	224,094
一般管理費合計	550,975	544,896
営業損失 (△)	△ 852,831	△ 616,409
営業外収益		
受取利息	8	36
補助金収入	1,000	i i
雑益	37	176
営業外収益合計	1,046	212
営業外費用		
創立費償却	48	24
株式交付費償却	3,407	3,311
雑損	1	6
営業外費用合計	3,457	3,341
経常損失 (△)	△ 855,241	△ 619,539
投資有価証券売却益	5,735	7,142
特別利益合計	5,735	7,142
投資有価証券売却損	_	0
特別損失合計	-	0
税引前当期純損失 (△)	△ 849,506	△ 612,396
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	<u></u>	2,417
法人税等合計	950	3,367
当期純損失 (△)	△ 850,456	△ 615,763
	provide All All All All All All All All All Al	

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日

(単位:千円)

	株主資本						
			資本剰余金		利益乗	1余金	·A
	資本金	資本	その他	資本	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		準備金	剰余金	合計	繰越利益 剰余金	合計	
当期首残高	100,000	1,223,964	1,200,000	2,423,964	△ 1,337,899	△ 1,337,899	1,186,065
当期変動額							
新株の発行	260,000	240,000	-	240,000	-	-	500,000
減資 (△)	12	-	-	-	-	-	-
当期純損失 (△)	-	-	-	-	△ 850,456	△ 850,456	△ 850,456
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-		-	-	-	36	-
当期変動額合計	260,000	240,000	-	240,000	△ 850,456	△ 850,456	△ 350,456
当期末残高	360,000	1,463,964	1,200,000	2,663,964	△ 2,188,354	△ 2,188,354	835,610
	評価・換	算差額等	الما مبعد	A de New -de-	- 22		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	新株 予約権	純資産 合計			
当期首残高	-	-	520	1,186,585			
当期変動額				0			
新株の発行	-	-		500,000			
減資 (△)	-		-	-			
当期純損失 (△)	-	-	-	△ 850,456			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,235	4,235	-	4,235			
当期変動額合計	4,235	4,235	-	△ 346,220			
当期末残高	4,235	4,235	520	840,366			

		株主資本						
			利益乗	利益剰余金				
	資本金	資本	その他	資本	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		準備金	剰余金	合計	繰越利益 剰余金	合計	н	
当期首残高	360,000	1,463,964	1,200,000	2,663,964	△ 2,188,354	△ 2,188,354	835,610	
当期変動額								
新株の発行	300,000	104,999	12	104,999	-	12	404,999	
減資 (△)	△ 610,000	-	610,000	610,000	-	-	-	
当期純損失 (△)	-	-	-	-	△ 615,763	△ 615,763	△ 615,763	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-		
当期変動額合計	△ 310,000	104,999	610,000	714,999	△ 615,763	△ 615,763	△ 210,764	
当期末残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847	
	評価・換	算差額等	to ld.	de de la lace				
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	新株 予約権	純資産 合計				
当期首残高	4,235	4,235	520	840,366				
当期変動額								
新株の発行	-	-	-	404,999				
減資 (△)	-	-	-	-				
当期純損失 (△)	-	-	-	△ 615,763				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 2,285				
当期変動額合計	△ 2,285	△ 2,285	-	△ 213,048				
当期末残高	1,951	1,951	520	627,318				

# 【注記事項】

# (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、

売却原価は移動平均法により算定。)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産 定率法(ただし建物附属設備に関しては定額法)によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8年

器具備品 3~15年

(2) 長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

#### 3. 繰延資産の処理方法

- (1) 創立費 5年間の均等償却によっております。
- (2) 株式交付費 3年間の均等償却によっております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

#### (1) 委託者報酬

委託者報酬は、信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了時に受領しております。当該期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

#### (2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

# (3) 契約負債

毎月の委託者報酬確定時、またはキャンペーン期間中に付与したポイントについては当該 時点で履行義務を識別し、将来の使用見込み等を考慮した上で算定された履行義務につい ては貸借対照表上「契約負債」または「ポイント引当金」に計上し、ポイントの利用及び失 効に従い収益を認識しております。

#### [貸借対照表関係]

有形固定資産の減価償却累計額

		(単位:千円)
<u> </u>	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
有形固定資産	24,254	29,532

## [株主資本等変動計算書関係]

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

#### 1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,500,000	_	-	2,500,000
S種優先株式 (株)	373,563	1	-	373,563
A種優先株式 (株)	718,500	-	-	718,500
B種優先株式 (株)	633,789	-	-	633,789
C種優先株式 (株)	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式 (株)	-	352,361	-	352,361
合計(株)	5,295,702	352,361	-	5,648,063

(変動事由の概要) D種優先株式の発行による増資 352,361 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

# 3. 新株予約権等に関する事項

	目的となる		目的となる株	式数 (株)		当期事業年度末
内訳	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	残高(千円)
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

# 1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,500,000		-	2,500,000
S種優先株式 (株)	373,563	1	-	373,563
A種優先株式 (株)	718,500		-	718,500
B種優先株式 (株)	633,789	-	-	633,789
C種優先株式 (株)	1,069,850	Т	-	1,069,850
D種優先株式 (株)	352,361		-	352,361
E種優先株式 (株)	-	749,999	-	749,999
合計(株)	5,648,063	749,999	-	6,398,062

(変動事由の概要) E 種優先株式の発行による増資 749,999 株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3. 新株予約権等に関する事項

	目的となる		目的となる株	式数 (株)		当期事業年度末
内訳	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	残高(千円)
ストック・オプションとしての	-	-	12	2		520
新株予約権						
合計			-	-	-	520

配当に関する事項
該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資 運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。 また、顧客からの預り金に関しては法令等に基づき顧客分別金信託として信託銀行に預託して おります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社の保有する現金・預金及び顧客分別金信託はいずれも信用度の高い金融機関に預入/預託しており、預入先の信用リスクに晒されております。また未払費用は、主に営業費用における広告宣伝費の未払額であります。これらはそのほとんどが1年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているものであります。これらは市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されておりますが、投資額は必要最低額であるためリスクは限定的であります。預り金のうち、顧客からの預り金は、有価証券の売買等に伴う顧客からの一時的な預り金であり短期間で決済されるため、リスクは限定的であります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
  - ① 市場リスクの管理当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。
  - ② 信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的に取引先の財務状況等 を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度 (2023年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	39,221	39,221	-
資産計	39,221	39,221	-

(注1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につき、以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

顧客分別金信託

未払費用

#### (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	5年超		10年超	
	(千円)	5年以内(千円)	10年以内(千円)		(千円)	
現金・預金	665,681		-	-		-
顧客分別金信託	80,000		_	-		-
合計	745,681	9	_	-		_

当事業年度 (2024年12月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位: 千円)

			(中位,111)
	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	12,863	12,863	-
資産計	12,863	12,863	-

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであること から、記載を省略しております。

現金・預金

顧客分別金信託

預り金

#### (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超	5年超		10年超	
	(千円)	5年以内(千円)	10年以内(千円)		(千円)	
現金・預金	500,767		-	-		-
顧客分別金信託	80,003		-	-		-
合計	580,770		+	-		-

# 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場において(無調整の)相場価格より算定した時価

レベル 2 の時価 : レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプ

ットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

す。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2023年12月31日)

区分 -		時価(単位	: 千円)	
区方	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券		39,221	-	39,221
資産計	-	39,221	-	39,221

## 当事業年度 (2024年12月31日)

ロハ		時価(単位	元:千円)	
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	12,863	-	12,863
資産計		12,863	-	12,863

# (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券: 当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類して

## おります。

# (有価証券関係)

# 1. その他有価証券

前事業年度 (2023年12月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの		17 80 100	
証券投資信託	39,221	33,116	6,105
合計	39,221	33,116	6,105

# 当事業年度 (2024年12月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託	12,863	9,879	2,984
合計	12,863	9,879	2,984

# 2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2023年1月1日 至2023年12月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券			
証券投資信託	32,511	5,735	-
合計	32,511	5,735	1

# 当事業年度(自2024年1月1日 至2024年12月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
売却したその他有価証券			
証券投資信託	30,278	7,142	0
合計	30,278	7,142	0

#### (ストック・オプション等関係)

- 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況 当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。
- (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝
株式の種類別の	#\Z\+\-\> 500,000 H
ストック・オプションの数	普通株式 520,000 株
付与日	2019年10月21日
権利確定条件	(注1)
対象勤務期間	期間の定めはありません。
<b>护利</b> 亿./古世里	自 2019年10月25日
権利行使期間	至 2029年10月20日

(注1) 本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点に受益者と して指定された者に交付されます。

#### (注2)

- ① 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。
- ② 当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。
- (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
  - ① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	520,000
付与	
失効	1 -
権利確定	-

未確定残	520,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	12
権利確定	1
権利行使	1
失効	-
未行使残	-

#### ② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	20 円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの 公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定して おります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法 を採用しております。

- 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算出を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額
  - 千円
- (2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の 合計額

該当事項はありません。

# (税効果会計関係)

# 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(+17. 111)
------------

		(本位・111)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注1)	659,336	963,968
減価償却超過額	880	1,406
資産除去債務	1,024	1,635
その他	62	98
繰延税金資産小計	661,303	967,108
評価性引当額		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 659,336	△ 963,968
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 1,967	△ 3 <b>,1</b> 40
評価性引当額小計	△ 661,303	△ 967,108
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
未収還付事業税等	-	2,417
その他有価証券差額金	1,869	1,031
繰延税金負債合計	1,869	3,448
繰延税金負債の純額	1,869	3,448

## (注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

						(	
ķi.	1 左 1 由	1年超	1年超 2年超		4年超	5年超	合計
	1年以内	2年以内	3年以内	年以内 4年以内			
税務上の繰越欠損金 (※)	-	-	-	-	-	659,336	659,336
評価性引当額	-	-	-	-		△ 659,336	△ 659,336
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

## 当事業年度(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

0	1年以由	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	合計	
	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	3 平炟	百亩	
税務上の繰越欠損金(※)	-	-	-	-	-	963,968	963,968	
評価性引当額	-	-	-	-	-	△ 963,968	△ 963,968	
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-	

- (※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)
法定実効税率	-	8
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	税引前当期純損失であるため	税引前当期純損失であるため
主民税均等割	 注記を省略しております。	注記を省略しております。
評価性引当額の増減	注記を自哈しくおります。	<b>社記を自哈しております。</b>
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	8

### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### (収益認識に関する注記)

- 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 損益計算書に記載のとおりです。
- 2. 収益を理解するための基礎となる情報 重要な会計方針 4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

## (セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を

省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
  - ① 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

② 有形固定資産 本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、該当 事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を 省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
  - ① 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、該当 事項はありません。

# (関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有)割合		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
主要株主(法人)	株式会社 マネーフォワード	東京都港区	26,716,695	情報· 通信	被保有 直接35.11%	株式の 被所有	第三者割当増資/ 株式譲渡(注1)	500,000	-	-

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高
主要株主 (法人)	TUSICキャピタル 1号投資事業組合	東京都新宿区	6,173,323	投資運用	被保有 直接19.16%	株式の 被所有	第三者割当增資/ 株式譲渡(注2)	99,999		

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 2023 年 8 月 16 日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき 1,419 円で当社株式 352,361 株を引受けたものです。
- (注2) 2024 年 9 月 26 日開催の株主総会において決議された第三者割当増資により、一株につき 540 円で当社株式 185,185 株を引受けたものです。

## (1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額(円)	0.00	0.00
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△ 157.04	$\triangle$ 107.30

- (注1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期 純損失であるため記載しておりません。
- (注2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年1月1日	(自 2024年1月1日
	至 2023年12月31日)	至 2024年12月31日)
当期純損失(△) (千円)	△ 850,456	△ 615,763
普通株主に帰属しない金額(千円)	2	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る	$\triangle$ 850,456	△ 615,763
当期純損失(△) (千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	5,415,408	5,738,454
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うちS種優先株式	373,563	373,563
うちA種優先株式	718,500	718,500
うちB種優先株式	633,789	633,789
うちC種優先株式	1,069,850	1,069,850
うちD種優先株式	119,706	352,361
うちE種優先株式	-	90,391
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり	新株予約権	新株予約権
当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(普通株式 520,000株)	(普通株式 520,000株)

# (注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度	
	(2023年12月31日)	(2024年12月31日)	
純資産の部の合計額(千円)	840,366	627,318	
純資産の部から控除する金額(千円)	840,366	627,318	
うちS種優先株式	-		
うちA種優先株式	-	)-	
うちB種優先株式	-	7	
うちC種優先株式	339,846		
うちD種優先株式	500,000	221,799	
うちE種優先株式	-	404,999	
うち新株予約権	520	520	
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	-		
1 株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数(株)	2,500,000	2,500,000	

# (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年10月23日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 増田 美千子 業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2025年1月1日から2025年12月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間 監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における 監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に 従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断 している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度までに5期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当中間会計期間においても営業損失、経常損失及び中間純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当中間会計期間末日後1年内の資金繰りに懸念がある状況となっている。また、金融商品取引法第46条の6第1項に定める自己資本規制比率が低下している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年10月14日開催の取締役会において借入の実行を決議し、2025年10月22日に実行している。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年10月22日開催の取締役会において第三者割当増資による新株の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に 準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬に よる重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、 重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択 及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、 監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に 基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び 適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案する ために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間 財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間 財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して 有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で 求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(※)</sup> 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 中間財務諸表

# (1) 【中間貸借対照表】

(単位:千円)

	注記番号	(単位:千円) 当中間会計期間
	住記留与	(2025年6月30日)
 資産の部		(2023年0月30日)
流動資産		
現金・預金		208,682
顧客分別金信託		110,033
前払費用		15,378
未収入金		39
未収委託者報酬		360
未収運用受託報酬		410
その他	1	12,250
流動資産合計		347,156
固定資産	·	37.77
投資その他の資産		
投資有価証券		14,231
長期差入保証金		22,242
投資その他の資産合計	-	36,473
固定資産合計	-	36,473
繰延資産	· -	
株式交付費		3,033
繰延資産合計	_	3,033
資産合計	_	386,663
負債の部		
流動負債		
預り金		7,695
未払金		2,854
未払費用		18,883
未払法人税等		475
その他		361
流動負債合計		30,270
固定負債	0,	
繰延税金負債		1,176
固定負債合計	· ·	1,176
負債合計	×-	31,446

純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	
資本準備金	1,568,964
その他資本剰余金	1,810,000
資本剰余金合計	3,378,964
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	$\triangle$ 3,076,492
利益剰余金合計	△ 3,076,492
株主資本合計	352,472
評価・換算差額等	5
その他有価証券評価差額金	2,223
評価・換算差額等合計	2,223
新株予約権	520
純資産合計	355,216
負債・純資産合計	386,663

# (2) 【中間損益計算書】

			(単位:千円)
		当中間会計期間	
	注記番号	(自 2025年1月1日	至 2025年6月30日)
営業収益		3	
委託者	報酬	507	•
運用受	<b></b> 毛報酬	866	i
営業収	益合計		1,374
営業費用		3	26,762
一般管理費	1		222,150
営業損失 (△)			△ 247,539
営業外収益		3-	371
営業外費用	2		1,204
経常損失 (△)			△ 248,373
特別利益			-
特別損失	3		25,944
税引前中間純損失	$(\triangle)$		△ 274,317
法人税、住民税及	び事業税	475	
法人税等調整額		△ 2,418	1
法人税等合計		2	△ 1,943
中間純損失 (△)			△ 272,375

#### (3) 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間

(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(単位:千円)

\$0 50	8	株主資本					
		資本剰余金			利益乗		
	資本金	資本	その他	資本	その他利益 剰余金	利益	株主資本 合計
		準備金	資本剰余金	剰余金 合計	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	ПП
当期首残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 2,804,117	△ 2,804,117	624,847
当中間期変動額							
当中間期純損失 (△)	-	-	-	-	△ 272,375	△ 272,375	△ 272,375
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	102	-	-	-		-
当中間期変動額合計	14		-	-	△ 272,375	△ 272,375	△ 272,375
当中間期末残高	50,000	1,568,964	1,810,000	3,378,964	△ 3,076,492	△ 3,076,492	352,472
	評価・換	算差額等			-		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	新株 予約権	純資産 合計			
当期首残高	1,951	1,951	520	627,318			
当中間期変動額							
当中間期純損失 (△)	-	-	-	△ 272,375			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	272	272	-	272			
当中間期変動額合計	272	272	-	△ 272,103			
当中間期末残高	2,223	2,223	520	355,216			

## 注記事項

#### (継続企業の前提に関する事項)

当社は、前事業年度までに5期連続で営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当中間会計期間においても営業損失、経常損失及び中間純損失を計上したために、継続的な手元資金の減少により当中間会計期間末日後1年内の資金繰りに懸念があります。

また、金融商品取引法第 46 条の 6 第 1 項に定める自己資本規制比率は、2025 年 6 月 30 日現在で 193.2%となっており、金融商品取引法第 46 条の 6 第 2 項に定める法定比率は超過しているものの、依 然として自己資本規制比率は低下している状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しています。

当社では、このような事象又は状況を解消又は改善するために、販売会社の増強、販売会社を通じた当 社設定ファンドの販売拡大による運用資産残高の増加に伴う委託者報酬の増加に加え、金融機関向けに NISA を活用した新サービスの提供による収益確保を行い、利益確保及び収益基盤の確立に努めてまいります。

さらに、持続的な経営の早期安定化を目的に、運転資金および事業資金の確保が重要であると判断し、 資金調達を計画しております。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、関係当事者との最終的な合意が得られていないため、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の 影響を中間財務諸表に反映しておりません。

#### (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定。)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法 (ただし建物附属設備に関しては定額法) によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8年

器具備品 3~15年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該 履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を主に毎計算期間の最初の6か月終了日及び毎計算期末又は信託終了時に受領しております。当該期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、顧客との間で締結された投資一任契約に基づき過去の運用成果の最高値

を上回る超過運用益の達成等により履行義務を充足し、当該報酬を受領する権利が確定した時点で超過運用益に対する一定割合として収益を認識しております。確定した報酬は、 履行義務を充足した時点から短期間で受領しております。

#### (中間貸借対照表関係)

#### 1. 消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

#### (中間損益計算書関係)

#### 1. 減価償却実施額

			(単位:千円)
200	当中間会計期間	(自 2025年1月1日	至 2025年6月30日)
有形固定資産			3,240

# 2. 営業外費用の内主要なもの

			(単位:千円)
10 10	当中間会計期間	(自 2025年1月1日	至 2025年6月30日)
株式交付費償却			1,204

#### 3. 特別損失(減損損失)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
F = 329 F F	事業用資産	建物付属設備	12,849
本社	事業用資産	工具器具備品	7,443
	その他	長期差入保証金	5,650

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、本社を単位としてグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであることから、使用価値を零と算定しております。

#### (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

## 1. 発行済株式に関する事項

発行の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期末
普通株式 (株)	2,500,000	1-	-	2,500,000
S種優先株式 (株)	373,563	-	-	373,563
A種優先株式 (株)	718,500	-	-	718,500
B種優先株式 (株)	633,789	-	-	633,789
C種優先株式 (株)	1,069,850	-	-	1,069,850
D種優先株式 (株)	352,361	-	2	352,361
E種優先株式 (株)	749,999		-	749,999
合計(株)	6,398,062	-	-	6,398,062

# 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 新株予約権等に関する事項

	目的となる		目的となる株式数 (株)				
内訳	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	間末残高 (千円)	
ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	520	
合計		-	-	-	-	520	

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

# (金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間(2025年6月30日)

(単位:千円)

		, ,	,
中間貸借	中間貸借対照表計上額		差額
投資有価証券			
その他有価証券	14,231	14,231	-
資産計	14,231	14,231	_

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

以下の金融商品については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、 記載を省略しております。

現金・預金 顧客分別金信託

未払費用

#### 2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場において(無調整の)相場価格より算定した時価

レベル2の時価: レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場 合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価

の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しておりま

す。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間(2025年6月30日)

ロ 八	時価(単位:千円)					
区分 -	レベル1	レベ	ル2	レベル3		合計
投資有価証券	-		14,231		5	14,231
資産計	-		14,231		_	14,231

#### (注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券: 当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活 発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類して おります。

#### (有価証券関係)

#### その他有価証券

当中間会計期間 (2025年6月30日)

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
証券投資信託	14,231	10,831	3,400
合計	14,231	10,831	3,400

#### (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

#### (収益認識に関する注記)

- 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 中間損益計算書に記載のとおりです。
- 2. 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

#### (セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

- (2) 地域ごとの情報
  - ① 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益が無いため、該当事項はありません。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、 該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社の事業セグメントは、投資運用サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

#### (1株当たり情報)

	当中間会計期間	
	(自 2025年1月1日	至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額(円)		0.00
1株当たり中間純損失 (△) (円)		$\triangle$ 42.57

- (注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間 純損失であるため記載しておりません。
- (注2) 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		当中間会計期間
	(自 2025年1月1日	至 2025年6月30日)
中間純損失 (△) (千円)		△ 272,375
普通株主に帰属しない金額(千円)		-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る		△ 272,375
中間純損失(△) (千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)		6,398,062
うち普通株式		2,500,000
うちS種優先株式		373,563
うちA種優先株式		718,500
うちB種優先株式		633,789
うちC種優先株式		1,069,850
うちD種優先株式		352,361
うちE種優先株式		749,999
		新株予約権
中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		(普通株式 520,000株)

## (重要な後発事象)

## 資金の借入

当社は、2025 年 10月14日開催の取締役会にて、以下の借入の実行を決議し、2025 年 10 月 22 日付で借入契約を締結及び実行いたしました。

資金の使途	広告費、人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的 な事業目的に充当する予定でおります。
借入先	岡野 大
借入金額	50,000千円
借入金利	年2%
借入実行日	2025年10月22日
返済期限	2026年10月21日
返済方法	元本および利息を一括支払
担保の有無	無

# 第三者割当増資による新株の発行

当社は、2025 年 10月22日開催の取締役会にて、第三者割当増資による新株発行を以下の通り決議し、 2025 年 10月31日に実行いたします。

募集方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	E種優先株式 74,074株
割当価格	1 株につき540円
割当価格の総額	39.999千円
資本組入額の総額	20,000千円
払込期日	2025年10月31日
資金の使途	広告費、人件費、業務委託費、不動産関連費用、その他の一般的な事業目的に充当する予定でおります。

公開日2025年11月6日作成基準日2025年10月23日

本店所在地 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号

東京虎ノ門グローバルスクエア

お問い合わせ先 法務コンプライアンス本部